

標 題：

シンガポール籍船に実施される
無線電信設備及び無線電信遭難周波数
の聴守要件に対する同等物措置

NK テクニカル インフォメーション

No.67

昭和63年2月2日

各船主造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今般シンガポール政府は、1974年 SOLAS条約の1981年改正の無線電信設備及び無線電信遭難周波数の聴守要件に対する同等物措置を認める旨の決定を行いました。

この取扱いは、個船毎のシンガポール当局の承認のもとに実施されることとなりますので、当該措置の実施を希望される場合は、弊会本部海外業務部までご連絡下さい。

なお、ご参考までに上記に関する IMOサーキュラー及びシンガポール政府のステートメントの中に示されている同等措置を適用するにあたっての要件の抄訳を同封いたします。

敬 具

添付： IMO Circular SLS 14 / Circ.45 及び抄訳

シンガポール政府の Statement 及び抄訳